

第三者行為による交通事故などにあつた場合は まず連絡を！

国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している人が、交通事故など第三者（自分以外の人）による行為で負傷したり病気になったりした場合、保険証を使って治療を受けることができます。

しかし、その場合の治療費は本来加害者が負担するべきものですので、国保（市町村）または後期高齢者医療制度が一時的に立て替え払いし、後日、加害者にその治療費を請求することになります。

したがって、第三者の行為で負傷して、保険証等を使って治療を受ける場合は、必ず速やかに国保または後期高齢者医療制度の担当窓口にご連絡ください。

第三者行為による事故にあつてしまったら？

- 国保または後期高齢者医療制度の担当窓口へ速やかに連絡しましょう。
- 小さな事故でも警察に連絡しましょう。（ゴルフ場、スキー場では管理事務所へ）
- 相手（加害者）の住所・氏名・電話番号など身元を確認しましょう。
- 交通事故では、相手（加害者）の運転免許証、車検証、自動車損害賠償責任保険の証明書などを確認しましょう。
- どんな軽いケガでも医師の診察を受けましょう。
- 医師の診察を受ける際は、第三者行為によるケガなどであることを正しく伝えましょう。
- 相手の主張に安易に同意することはやめましょう。

示談を結ぶ前にご連絡ください

国保または後期高齢者医療制度の担当窓口へ届け出る前に加害者と示談を結んでしまうと、その内容によっては、国保または後期高齢者医療制度が加害者に対する請求権を失ってしまう場合があります。示談を結ぶ前に必ず担当窓口へご連絡ください。



■業務中の事故などが原因のときは…

国民健康保険または後期高齢者医療制度が適用されるのは、業務外によるケガや病気の場合です。したがって、業務中や通勤途中の事故の場合等は、**労災保険の対象となり、保険証を使っての受診はできません。**詳しくは、担当窓口までお問い合わせください。

※お勤め先の事業所によっては、労災保険の対象とならない場合があります。

安価で安心
ジェネリック医薬品を
上手に活用しましょう!!



【問合せ先】保険課 ☎ 029-240-7113（直通）

平成29年度 小学校新入学児童に対する **入学祝品等の贈呈** について

茨城県母子寡婦福祉連合会では、ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）のお子様に入学期品（学用品）を贈呈しています。

該当する児童のいる保護者の方で、入学祝品等を希望される方は、町こども課へ「お子様の氏名・性別・生年月日・保護者名・住所・連絡先」を申し出てください。

なお、電話での申込みは受付けていませんので、ご了承ください。

申込期間 平成29年1月4日(水)から1月12日(木)まで（土、日、祝日を除く）
時 間 午前8時30分～午後5時15分（正午から午後1時を除く）

【入学祝品の申込先】 茨城町こども課（1階2番窓口）

☎ 029-240-7144（直通）

【入学祝品に関する問合せ先】 茨城県母子寡婦福祉連合会

☎ 029-221-7505

また、町社会福祉協議会では小学校に入学するひとり親家庭の児童を対象に『新入学児童いわい会』を開催し、参加された方へお祝い金を贈呈しています。詳しくは町社会福祉協議会へお問合せください。

【新入学児童いわい会に関する問合せ先】

茨城町社会福祉協議会

☎ 029-292-7141



ひとり親家庭自立促進講習会・家庭生活支援員養成講習会

ひとり親家庭の母親及び父親、寡婦の方を対象に、家庭生活支援員養成講習会が開催されます。

◆日 時 平成29年1月15日、1月22日、1月29日
2月5日の各日曜日（他、平日に実習あり）

◆場 所 茨城県母子寡婦福祉連合会 母子・父子福祉センター会議室

◆その他 定員15名、託児有（要予約）、交通費一部負担、受講料無料
申込期限 平成29年1月10日(火)まで



【申込・問合せ先】茨城県母子寡婦福祉連合会 母子・父子福祉センター

☎ 029-221-8497